

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 0 条の 8 第 2 項
処 分 の 概 要：猟銃等保管業者に対する措置命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 第 1 0 条の 8 第 1 項（猟銃又は空気銃の保管の委託）・第 2 項
処 分 基 準： 当該保管の委託を受けた銃砲の保管が基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第3項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第1項（譲渡又は譲受の許可）、第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準： 譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受に伴い、事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第3項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類の消費の許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第25条第1項（消費）、第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準： 爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い、事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：